



30

壬申日記抜萃

四月初五日  
日記

早稲田大学図書館  
文書 27  
A 39



明治五年四月朔日

明治五年

壬申  
日記

四月朔日

朝三島東京府權兵衛事余今日到新橋京橋間市街  
家屋上改造其煉化者皆築造中予行其  
大藏省之壓制之減不俸款之或政府之西園寺  
係之府民之強混言諸口以之仍為其自來水河派  
之國憲民法之創立之申子虎院之於此如運送  
方有深話者一二年

云

於步勤削之島ノ外之今宿者堀西郷是識自  
宅上多事細内諸段之補綴之細話大略也

大藏之下府縣其之分上下之情寔塞其  
害其甚一仍舊制其內務省を設きて大藏  
之權を教ふる急務ありは淺海大藏を  
切しめ

西郷曰從前之東志ありと旨西院を坐し而往  
らよ大藏之利害誤を穿く其甚たウルサシ神速  
の策を其つへ

三島曰板垣を議せ其の舊友すを穿くは  
ハ君權を爲せ

西郷曰僕一人死せるは爲すべし況や板垣同  
意ならん仕居あり但し此よりハ極密を爲し第一

瀧渡共大藏より防衛の策を建へし仍舊は事  
を施行共先の三段の策を定の發論熟議後  
策をし其人を極め置て御し

板垣通り西郷を議者あり大に板垣を存し  
西郷陸軍少輔は是れ保衛行御し吉原敬次等  
民法の熟考高崎置錫縣を事し以生一同三島宅  
の會集より討論を爲すべしと申すけし御

板垣の密話  
是れ前より板垣を議し其の如御し内意を密  
話し板垣の如くを心し事

夫れ大藏の頭は孫議長に頼末し事あり

是又大なる事

小笠原入間縣長中より山生と向し其自書に函を  
おし三條相公の真意を以て承りて大抵を  
民政に於て惡弊ありけり士族福利の未だ堅らざる  
事、建白あり

土方大内集りしと友之崎友愛加院に轉任し祝ひて  
置賜縣長事、後任に誰人か然らざる内、お徳  
折、以て身代りて之を請ふ山生と相推し、如田亦其  
議を諒解せり、其間より温厚長者あり、其人  
を以て後任に請はる中、其現任加院少後生より及  
藤議長の熱議より上人を採用せし中、議事

高橋文上加院に受命し極力其仍舊教部省四書出仕の  
推薦に及大極力交りたり

國憲民法

起る時、建白西米議の事

拓建省の主要を民法とす、其國憲の根元あり、仍舊  
君主獨裁の君民同治の中、敢て定例、政體の定む  
所あり

三日

昔者於前捕房と稱し、建白書事好むと、法律學を以て  
以事

新政府内務省創立の草案を呈し、加院に其事

退下ニ高千木山王ノ宅ニ會集政西郷信若等  
其六方原敬郎湯地某ニ會一整軍ノ國憲  
劇立大花分持ノ事件ヲ談テ以テ大隈ニ攻  
政談長ニ内務省其後ノ海軍并憲法制定ノ整軍  
ニ一閱覽ヲ成リ且テ院中ニ西郷大左祖ニ神選  
ニ運ニ為キ惣ノハ七夕ヲ皆ニ大元氣あり西郷信  
若歐羅巴議院ノ話ヲ改自今士人民保護ニ  
為メ兵隊ヲ率シテはまぐし内務ヲ整一ノ食  
ヲ接育一議院ヲ建テ上下ノ情ヲ通シ且テ其  
セ付メテ舊憲ヲ一トシ出又ニ討論且飲酒精者  
四

可考不系

西郷ノ向島上杉君ニ家訓 老公昭乾ニ為掛  
ニ在子幼ニ在酒ヲ戴お上高御宅

五日

取極ニ高の事ニ國憲制定ニ建白玉候正北  
吉原教ニ中ノ生ノ年少ニ時ニ薩摩ノ指志  
ヲ佛蘭西ノ年留學政ニ以テ大久保大花師  
海程功然人あり且テ大隈ノ建白  
又其ノ中ニ在休リ西郷大  
玉章聲お見仕テ毎勤ニ由テ其交々也  
先晩ニ其ニ在論お形聲お也

尤もこれより彼を坐す。任せ定む。亦未敬波の  
事も有之。此の事にして。又慮急い申。兵部卿  
此の御事を都の具出。好借し。作す。毎冊と。述り  
直上侍る。亦此の事。其の都。取。其の事。述り  
出入り。侍。其の。彼の。右院と。此の。若く。民。置。院  
と。省。做。ま。ぐ。い。ま。亦。其。事。の。出。り。や。う。事。御。不。成。を  
減。り。恐。る。侍。其。亦。厚。意。を。た。し。り。取。り。通。商。の。事。を  
取。り。名。の。偏。り。亦。此。の。事。も。都。の。事。も。取。上。り。此。の。事。を  
敬。白。 四。日。也。 老。原。野。三。丁。 記

宮島公卿

老海の意見も。亦。右院と。民。置。院。と。者。御。の。事。を

不同意也  
六日  
午後。三。時。也。高。島。公。卿。の。集。は。乃。南。東。へ。建。白。集。証。儀。物  
御。郷。か。輔。と。出。り。出。末。高。島。村。に。在。り。也。  
先。京。に。集。梅。主。君。の。上。層。能。事。御。謝。有。り。其。以  
御。集。の。事。も。亦。高。島。公。卿。の。御。行。の。儀。事。御。の。事。も。何  
と。も。事。亦。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も  
右。院。不。起。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も  
其。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も  
其。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も  
御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も  
御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も  
御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も。御。集。の。事。も



亦能考之而厚之礼を光此旨おる也

由之也 七。 奥帖の海邊より

宮沼澤の換 七。 奥帖の海邊より

相内務省役を或る財と懸係を由りて身  
休少生より速御殿、迄以て成り、相内務省  
事務力不周出木し、相内務省長江藤利隆  
等より持来りし上、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より

板垣参議の退去り、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より  
くと國憲を建てるとの事案を母と持来り、奥帖の海邊より  
は奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より

奥帖の海邊より、奥帖の海邊より

了、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より  
十。 奥帖の海邊より、奥帖の海邊より

八日

於伊地知、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より  
然、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より  
五、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より  
奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より  
奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より  
奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より  
奥帖の海邊より、奥帖の海邊より、奥帖の海邊より



由治也一子伊地也委伊地  
知者見其文如  
直考形同課也保之上内務部省制立之  
封之議長也道達之

新設内務省議

今般廢部之理當新之府七十二縣之置  
知事令之設以人民保護高之也府縣合  
一之便也國家一之中央政府之國家之統  
御也一之根本也一之政府之正院也  
院あり高機と整理一各省と建て中央と領あり  
會計と治の軍備と盛一文教と興一工藝と

勸め法律と教と多也府縣と保護一人民  
と撫安も子中も保るる一是れ治國の大要也  
此の方今も藏一省も以て府縣と管轄一府  
縣百般之事務も下り彼省之意見も勿  
府縣恰も大藏省と配一其牧民也  
任選も其治績條例と授與も大概皆彼省  
権内あり是れ中央政府と氣配地方と不  
通地方と情實も政府と違也上下懸隔一  
地方と人民政府と何物も不知也  
此中廢部之理當新之府七十二縣之置  
竟政府治縣之法也

目下之古禁、格有治產、事と租稅徵收、  
事と一途も出づ治縣、道如、一曰之良法を  
得ると言ふん未れ金穀出納租稅徵收昔國家  
會計に屬す者も古藏者之を掌り當然あり  
山林土木勸業衣三と勸業保賑通事土地人民  
に屬す者も理二と法一の古藏者に當るべき  
事非ず是を彼理二の内務あり是と統御  
する政府あり時宜友事の内務一一省を新設  
し民政と支配せしむ一於是初め土地人民  
の事業と會計屋穀の事務とを般分する  
地方の民心始に條達し人民保衛の道始に定むべし

仍る速に内務省を置かれ及上申し也

壬申四月

在院少議官議制課長宮内省中

正院

Q. How do you find the  
relation between the  
rate of change of  
the volume of a sphere  
and the rate of change  
of its surface area  
when the radius is  
increasing?

Let  $r$  be the radius of the sphere.  
Then,  $V = \frac{4}{3}\pi r^3$  and  $S = 4\pi r^2$ .



